

川村学園女子大学 教員の任期に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）第5条第2項の規定に基づき、川村学園女子大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（教育研究組織等）

第2条 任期法第4条第1項各号により任期を定めて任用できる教員（以下「任期付教員」という。）の教育研究組織、職名、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

（労働契約、同意）

第3条 任期付教員を任用する場合は、任期を定めた労働契約を締結又は同意を得るものとする。

（規程の公表）

第4条 この規程を定め又は改正したときは、本学のホームページ等に掲載し広く周知を図るものとする。

（その他）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長の意見を聴き理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、学長の意見を聴き理事長が行う。

附 則

この規程は、平成30年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行し、平成30年3月24日から適用する。

別表

教育研究組織	職名	任期	再任に関する事項	任期法
文学部	教授	最長3年	再任も有	第4条第1項第1号、第3号
教育学部	准教授			
生活創造学部	講師			
人文科学研究科	助手			

特任教授 特任准教授 特任講師	1年以内		
助教	最長3年	再任も有	第4条第1項第2号